

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「埼玉県地域整備事務所」の下に「及び埼玉県水道整備事務所」を加え、同条第三項の表に次のように加える。

埼玉県水道整備事務所北部支所

鴻巣市

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。